

## 一八八六年のロックダウン

―大和国十市郡北八木村におけるコレラ感染をめぐる覚書―

井 岡 康 時

### はじめに

奈良県橿原市南八木町に所在する八木醍醐共同墓地に写真のような石碑が建てられている。南面に「吊祭疫死者之碑」と刻まれており、疫病による死者を弔って設けられた碑であることがわかる。その裏の北面には五行に分けて文



吊祭疫死者之碑

字が刻まれているが、風雨などによる研削のために完全に判読することは困難である。最初の行には「明治十九年七月虎列拉病特発」とあり、三行目は「今十七年有志者相謀」などと読むことができ、四〇五行には「明治三十五年七月十日 大字北八木有志者」とある。

これまでの感染症史研究が明らかにしているように、明治の「虎列拉」＝コレラ感染には一八七九年（明治一二）と八六年（同一九）の二つのピークがあり、両年ともに一〇万人に及ぶ人びとが死亡する事態となった。右の碑は、八六年の感染の「特発」（突発の意か）により落命した十市郡北八木村の人びとの「吊祭」（弔祭）のために、一七回忌にあたる一九〇二年（同三五）に地域の「有志者」が建てたものであるとみられる。

後に詳しく検討するが、北八木村は一八八六年のコレラ流行の際に短期間に多数の感染者と死亡者を出したため、人びとの出入りを禁止する「交通遮断」の措置を受けていた。小論は激的な感染症と出会うことになった地域の状況を明らかにすることをめざしているが、いまだ十分な史料を得るにいたっておらず、以下の検討も未熟なものを提示することになる。遺憾ではあるが、コロナ禍のもとで「パンデミックが呼び込んだ、国家と国民の関係性への再考」<sup>1</sup>が喫緊の課題となっている今、さしあたりの覚書として議論の俎上へのせてみることにいづくかの意義はあると考へ発表することとした。

感染症は人口稠密な都市において深刻な被害をもたらすため、早くから都市社会にかかわる分析が進んでおり、神戸を主題とした安保則夫『ミナト神戸 コレラ・ベスト・スラム 社会的差別形成史の研究』(学芸出版社、一九八九年)<sup>2</sup>や、京都を主な事例とした小林丈広『近代日本と公衆衛生―都市社会史の試み―』(雄山閣出版、二〇〇一年)など、今やこの分野の古典ともいべき成果が共有されており、近年もコレラ禍の進行を背景とした問題意識の高まりを受けて精力的に研究が進められている。一方、農山村

など非都市的領域に視野を広げた近年の成果としては、竹原万雄『近代日本の感染症対策と地域社会』(清文堂、二〇〇年)があり、明治期の政府の公衆衛生の取り組みを明らかにするとともに、コレラ感染の個別地域の事例として宮城・山形県を取り上げて分析がなされ、小論においても学ぶところが多かった。しかし、大都市以外の近代の地域社会と感染症に関する研究はまだまだ手薄であり、奈良県に關しても専論を見出すことができない。小論は、その空隙をいささかなりとも補うことを目的として、ここに提示する。

なお、大和一国を管轄する奈良県は廃藩置県後の府県統合によっていったん成立したものの、一八七六年(明治九)四月一八日に堺県に合併され、八一年(明治一四)二月七日には堺県が大和国域を含んだまま大阪府に合併されることとなった。奈良県再設置の運動が展開されることによつて、八七年(明治二〇)一一月四日に再設置が成るが、それまでの堺県・大阪府時代には行政体としての奈良県は存在しなかったのである。したがって八六年に關する記述を中心とする小論の時期にあつては、現奈良領域は大阪府の管轄下にあつた。このため表題も大和国としている。

# 一、十市郡北八木村の概況と主な使用史料につ いて

本節では北八木村の概況と、小論で用いる主な史料について述べておく。

近鉄橿原線大和八木駅を下車して南へ二〇〇<sup>①</sup>ほど歩くと東西にほぼまっすぐに伸びる道に出会う。自動車の往き来が容易でない幅員の狭い通りだ。この道は古代の横大路とほぼ重なり、近世には伊勢街道として多くの人が行き交

## 八木札街

八木の町札街は近鉄橿原線大和八木駅より南へ約二〇〇歩の所にあり、東西にまっすぐに伸びる道に、奈良山崎の道と交わり、往來の十市郡北八木村と高市郡八木村とを結ぶ重要な道である。この道は古代の横大路とほぼ重なり、近世には伊勢街道として多くの人が行き交う。この道は、奈良山崎の道と交わり、往來の十市郡北八木村と高市郡八木村とを結ぶ重要な道である。この道は、奈良山崎の道と交わり、往來の十市郡北八木村と高市郡八木村とを結ぶ重要な道である。



西国三十三所名所図會

う地域の重要交通路となった。この街道を東へ進んで四〇〇<sup>②</sup>ほど行くと、南北に伸びる直線道と交わる交差点に出る。この南北の通路は古代の下ッ道とおおむね重なると考えられ、近世には奈良盆地を南北に結ぶ重要道となり、中街道と呼ばれるようになった。

この両古道の交わる地点は、周知のように『西国三十三所名所図會』巻之八に「八木札街」(図参照<sup>③</sup>)として描かれる繁華な場所となった。この交差地の伊勢街道をはさんで北側に十市郡北八木村が、南側に高市郡八木村(史料によつては南八木村と記されるが、小論では八木村と統一して表記する)が所在していた。

近世の北八木村は、幕府領、郡山藩領を経て文政九年(一八二六)からは高取藩領となって明治維新を迎えた。「元禄郷帳」「天保郷帳」には一三九石余の村高が記されている。南側に隣接する八木村も高取藩領で「元禄郷帳」「天保郷帳」では村高四六五石余となっている<sup>④</sup>。両村ともに伊勢・中両街道沿いの村落として商いが盛んに行われ、一八八二年(明治一五)六月に記された北八木村の「村誌」<sup>⑤</sup>には、七六年一月調べとして戸口が一八四戸・八七二人、生業については「農ヲ業トスルモノ二十戸、商売ヲ業トスルモノ百十戸、

手稼ヲ業トスルモノ五十壹戸」とあり、やはり八二年五月作成の八木村「村誌」<sup>⑥</sup>には、同じく七六年一月調べとして戸口は二六八戸・一一一六人、生業は「商業甚々盛ンニシテ皆商売ヲ業トス、希ニ農業ヲ事トスレトモ商業ノ余暇ノミ」と記されている。両村ともに商いの盛んな町場としてにぎわっていたようすがうかがえる。

このように似通った性格を有して隣接していた両村は、郡を異にしても関係は深く交流を重ねていた。たとえば冒頭に登場した八木醍醐共同墓地は、北八木・八木両村と高市郡醍醐村の墓地であり、寛政二年（二七九〇）十二月に、この三方村の間で取り交わされた証文には「南八木村墓所之儀者従往古北八木村醍醐村三郷之墓所ニ而在之候」とあり、古くから共同で管理運営されていたことが分かる。北八木・八木両村は長年の関係を踏まえて一八八〇年（明治一三）に合併を願う出るが、これは認められず、八四年（明治一七）の連合戸長役場設置の際には、北八木村は、内膳・上品寺・新賀・山之坊・木原・石原田六カ村とともに第一戸長役場の、八木村は、小房・縄手両村とともに第二戸長役場の管内となった。

念願の両村の合併が成ったのは、一八八九年（明治二二）

の市制・町村制施行によってであった。この全国的な町村合併は原則として連合戸長役場の範囲で実施することになつてしたが、この地では北八木・八木両村の長年の関係に配慮して郡境を越えた合併が認められ、新たにこの両村に小房村を加えて高市郡八木町が生まれることになったのである。その後八木町は一九五六年（昭和三一）に橿原市の一部となり現代に続いている。

この地域の近世・近代にかかわる史料として、奈良大学文学部史学科には「大和高市郡八木村河合家文書」が所蔵されている。すでに本学の木下光生研究室により整理が行われ、「大和高市郡八木村河合家文書目録・解題」が本誌三一号（二〇一三年）に掲載されている。解題によると、本文書は八木村の河合庄治郎家から出たものと考えられ、明治期には当主庄治郎が八木村の年寄、副戸長、総代を歴任していたため、総数三〇一点のうち近代の村政に関する史料が一〇〇点を占めている。近代の当該地域を考える上で重要な史料群であるといえる。さらにこのうち半数を越える六一点が一八八六年の作成で、当然そのなかにはコレラ感染にかかわる文書も含まれている。これまでに「交通遮断」を受けた北八木村からはコレラ関係の史料

を見出すことができなかつたので、この八木村の河合家文書で補って論じていく。以下において引用する際には「奈良大・河合家文書」と略記し、木下光生研究室による整理番号を付記することとする。

この他に当該期の大和国の状況を伝える史料として、廣吉壽彦・谷山正道編『大和国高瀬道常年代記』上下巻（清文堂、一九九九年）を用いる。本書は、下巻所収「大和国高瀬道常年代記 解説」によると、大和国十市郡萩田村（現桜井市生田）の高瀬道常（文政三年（一八二〇）～明治二四年（一八九一））が書き続けた「大日記」を翻刻したものである。高瀬家は代々地域の指導者として活躍し、道常自身も庄屋、戸長の重責を担った。在野の知識人でもあった道常は常に情報収集に心がけ、幕末から明治期にかけての社会状況を「大日記」のなかに詳細に記述している。一八八六年のコレラ流行についても、北八木村の状況を含めて多くのことを記録しており、小論でも参照した。引用にあたっては『高瀬年代記』と略記し、巻数・頁を付記する。行政機関として一八八六年のコレラ流行に直面した大阪府は、翌八七年に『明治十九年大阪府管内虎列刺病流行紀事』を刊行して経緯を記録している。大阪府の公式の報告

書であり、『大阪府紀事』と略記して引用する。テキストは国立国会図書館デジタルコレクションの画像によった。

## 二、一八八六年の地域の状況

大和国の地域社会はどのような状況のなかでコレラ感染ピークの二八八六年を迎えたのだろうか。本節でその概略を確かめておく。

一八八〇年代は松方財政を背景として窮乏化が進行した時期であったが、そうしたなか、八五年（明治一八）六月中旬から七月にかけて西日本各地では大量の降雨から洪水が発生し、とくに淀川の氾濫は摂津・河内両地域に大きな被害を与えた。大和国においても大和川が決壊して流域町村に水害をもたらしている。そのようすは『高瀬年代記』に、「大和窪田・半田ハ例の水につきハ云ニ不及如海、大和川筋大和勢野の新橋の外不残流る、田原本町へ水つき、夫より乾手勢野・立野へ掛堤切家ヲ流し、田面砂入洗ヒ流し、筆紙ニ尽くしかたし」（下巻五九六頁）とあり、平群郡窪田村、式下郡「半田」（吐田）村、平群郡勢野村、同郡立野村など大和川沿いの村落が甚大な被害を受けたようすを

書き留めている。

こうした災害によって地域の生活状況はさらに深刻なものになった。洪水翌年の一八八六年にかかわる『高瀬年代記』の記述には「撰河昨年水害の土地今年の窮困亦貧物既ニ餓死せんとする状況もあるへし」（下巻六三〇頁）とあり、大和においても「大和五所町戸数千五六百軒、当今乞喰出る物三百戸有之といふ、今井町凡千戸内式百戸袋ヲ提ル連中ニ入りタリと言」（下巻六三二頁）と記されている。奈良盆地中・南部の有力な町場であった葛上郡「五所」（御所）町や高市郡今井町においても、物乞いに出る多くの人が出現したというのである。

「奈良大・河合家文書」には八木村の困窮人に二点の「乞食札」を交付した史料が残されている。そのうちの一点（番号二四四）は次のようなものであった（姓を□に置き換えた。傍線は引用者、以下同）。

八木村乞食札之証

表
八木村 乞食
裏
八木村在籍 □□とめ 外二小児式人

右之者極難洪ニ付木札相渡置候条、食事残物有之節ハ救施致遣シ被成候、若無之節ハ御断被成候而も不苦、其際強願仕候ハ、当方ヨリ急度取締可申、此段報告致候也

八木村総代 役場ヨリ認メル

明治十九年五月七日

無印

議員

補助御中

「極難洪」者には「乞食札」を交付して物乞いを公認することで救済を図っていたことがわかる。しかし、それは村民の善意に頼るものであり、「食事残物」などがあれば「救施」するよう求め、なければ「御断被成候」てもかまわないとし、「乞食」の側が「強願」すれば戸長役場が取り締まるという内容であった。木下光生「せめぎ合う社会救済と自己責任」<sup>⑤</sup>は、貧困者とその救済については「村の公的責任か村民の自己責任かで責任の押し付け合いをしたり、すみ分けをはかったりして、何とか双方の責任を両立させよう」としてきたと述べている。これは近世社会について論じられたものであるが、いまだ国家の社会政策が確立していない明治前期においても同様の状況にあったといえる

だろう。

住民の間近にいた地方行政は当然困窮を深める社会状況を認識してはいたが、有効な施策を打ち出すことができず、その責任を民に転嫁するしかなかった。「奈良大・河合家文書」には、右の「乞食札」交付と同じ五月に高市・葛上・葛下・忍海四郡連合郡役所から出された次のような訓示（番号二五〇）が残されている。

戸長

勸業委員

奨励委囑者

勤勉貯蓄奨励ノ義ニ付テハ昨年来当庁諭第一号乃至三号ヲ以テ追々諭告ノ次第モ有之候処、本年麦其他ノ作況ノ如キ幸ニ豊熟ノ色ヲ現ハシ、将来幾分歎余裕ヲ覺フヘシト雖トモ、顧ミテ眼ヲ他ノ一方ニ放テハ生計ハ一日ヨリ困縮シ、餓死ニ瀕スル者続々増加シ、其慘状実ニ見ルニ忍ヒサルナリ、抑モ此原因タル種々アルヘキモ、当地方ノ如キ懶惰ノ致ス所亦其一大原因タラサルヲ得ンヤ、畢竟スルニ不景氣ハ天然自然ナリ、人力ノ能ク支フヘカラザルモノナリト誤認シ、耐忍ノ力ハ能ク事業ヲ成就セシメ、不屈ノ行ハ能ク障碍ヲ破却

スルノ実理アルヲ悟ラス、啻其窮スル所ニ放任ス、実ニ長大歎息ノ至リニ堪ヘス、今ヤ時氣追々暑二向ヒ人々倦怠ヲ催スノ日ニ当リ、彼ノ嫌忌スヘキ午睡ノ如キ特ニ其萌芽ヲ現サントス、元来此ノ弊習タル一朝一夕ノ能ク矯正スヘカラサル所ナリト雖トモ、生計此ノ如ク困縮シ饑餓目前ニ迫ルノ重困中ニ在リテ、悠々一日ノ安ヲ偷ミ緩々午睡ヲ事トスル等毫モ意トセサル如キアラハ、何ノ時カ此ノ不景氣ノ勁敵ヲ攘ヒ独立ノ体面ヲ保持シ得ヘキヤ思ハサルモ亦甚シト云フヘシ、希クハ此際町村申合規約ヲ設ケ旧習ヲ蟬脱シ、各自奮ツテ勉勵候様懇篤奨励致スヘシ、此旨訓示候事

明治十九年五月廿四日

高市葛上葛下忍海郡長 中西保

管轄地域が「餓死ニ瀕スル者続々増加」という「慘状」にあることは認めているものの、それは「午睡」という「懶惰ノ致ス所」であるから「各自奮ツテ勉勵」せよというのである。こうした無策のなかで、人びとの不安や緊張はしだいに高まったと思われ、右訓示から半年ほど後の一月には、八木村外二カ村戸長役場から各村総代宛に次のような指示が達せられたことが、「奈良大・河合家文書」

の史料(番号二九二)から確かめることができる。

### 第一参四号

小作スル者ニ於テ地主ニ迫リ小作米ノ減額ヲ乞ハンカ  
タメ、所々ニ於テ集會シ地主ニ強談ヲ掛ケ候等ノ為メ、  
集會ケ間敷所業無之様強テ夫々へ御注意有之度旨、其  
筋ヨリ御諭有之候ニ付、若右様ノ儀有之節ハ一面其説  
論ニ着手シ直ニ当役場へ別紙ヲ以報告相成候様御取計  
可有之、此段内報候也

高市郡八木村外式ケ村

明治拾九年十一月一日

戸長民谷吉治郎

「小作スル者」のなかに「小作米ノ減額」を要求して「地  
主ニ強談」をする動きがあらわれているというのである。  
同時期の高市郡域の小作争議について詳らかにできる史料  
は未見であり、右のような事態が実際に発生していたかど  
うかについては確かめられないが、地域指導層の間に不安  
が醸成されていたことを示す史料であるといえるだろう。

こうしたなかでコレラ感染の明治期第二波ともいえる一  
八八六年の大流行が進行したのであった。

### 三、コレラ感染の拡大状況

本節では一八八六年の大阪府におけるコレラの感染状況  
を確かめておきたい。この分野の基本文献である山本俊一  
『日本コレラ史』(東京大学出版会、一九八二年)は、七九  
年のコレラ感染者数を一六万二六三七人、死者数を一〇万  
五七八六人と記し、八六年は感染者数一五万五九二三人、  
死者数一〇万八四〇五人としている。当時の日本人口は七  
九九年が約三六四六万四〇〇〇人、八六年は約三八五四万一  
〇〇〇人とされているので、七九年の感染率は約〇・五%、  
八六年は約〇・四%となる。感染率は八六年に向けて低下  
するが、死亡率をみると、七九年が約六五%、八六年が約  
七〇%と上昇し、死者数は八六年が最高値となった。

この惨をきわめた一八八六年の大阪府は不穏のうちに明  
けた。以下、『大阪府紀事』からの摘記となるが、同年三  
月三〇日付大阪府論第三号は感染状況を次のように述べて  
いる。

本年一月一日以来虎列拉病患者八日々絶ヘスシテ本月  
十三日迄二百拾余名ニ及ヒ、腸窒扶斯患者モ亦多数ニ  
シテ已ニ七百名ヲ超ヘ、加之常年ニ少ナキ発疹窒扶私

モ四百五十余名ニ上リタルハ近年稀ナル伝染病多キ年柄ト謂フヘシ

前年から兆候をみせていたコレラ感染は、年が明けると増加に転じ、さらに腸チフス、発疹チフスも広がった。「近年稀ナル伝染病多キ年柄」となるであろうと、早くも春先の三月に予想されていたのである。

その原因を論第三号は次のように指摘している。

昨年洪水ノ侵入シタル町村ニ於テハ床下ノ土壤湿潤トナリ、之レカ為ニ床下ニ集堆セル塵芥等漸々腐敗シテ  
病毒ヲ醸シ、断ヘス屋内ニ蒸発シテ不知不識其毒氣ニ  
触レ冒サレ遂ニ発病スルニ至ルモノニシテ、即チ昨年  
ノ洪水病毒ノ種ヲ蒔キ今年ニ至テ其萌芽ヲ発生スル者  
ナラン

前年に発生した、淀川、大和川など前述の洪水による住環境の悪化が「病毒ヲ醸シ」たであろうというのだが、その当否はともかく季節が移ろい気温が上がると、「病毒ノ種」は「萌芽ヲ発生スル」こととなり、コレラはいよいよ本格的に蔓延しはじめた。

四月一九日、大阪府は「虎列拉病予防部」を設けて感染拡大に備えた。これは府庁衛生課員と警察官からなる組織

で、患者発生の際の消毒作業の実施、患者の「避病院」への収容、遺体の火葬、そして後に詳しくみる「交通遮断」の断行などを担当することになっていた。

五月を迎えて感染のスピードはさらに上がった。同月一五日、「虎列拉病予防部」を「検疫本部」と改称して体制を強化し、府内各警察署管内ごとに「検疫支部」を設けて感染防止に力を入れるとともに、同日発令の甲第七八号で「神仏祭礼開帳等ノ為メ人民ノ群集スルコトヲ停止」すると命じた。しかし、こうした努力もただちに効果をあげることはできず、同月二〇日には大阪府を「虎列拉病流行地」とする政府判断が下されるにいたった。

患者の激増に対処するため、府内では「避病院」の増設を進め、六月一〇日には「清潔法規則」を制定し、「虎列拉病患者発生セシ屋舎并ニ近接不潔ノ家屋」に対する消毒や清掃を法的強制力をもって進めることとした。

こうした施策を展開した結果、ようやく年末の一二月二日に「虎列拉病流行地」指定は解除されることになって感染は終息を迎えるのだが、この一年の大阪府内の患者数は一万九七〇九人にのぼった。同年の大阪府現住数が一七〇万五三三一人とされているので感染率は約一・二％となる。

前述のように全国では〇・四％であったから、かなりの高率で発生したといえるだろう。死者数は二万五九六八人、死亡率は、これまた全国の数値を上回る八一％に達するという惨状となった。

大阪府の管轄下にあった大和国の状況はどのようなものであったのだろうか。『高瀬年代記』の六月六日の記述によると、「大和忍海郡江立入、是ニテ大坂府下四十何郡悉ク拉病の不至処なし」といった状態で、「大和ハ毎日十人以上二十人迄」（下巻・六三七頁）の患者が発生がみられたと記している。摂河泉で広まった感染は六月になると大和国全域にも拡大していったようすがうかがえる。すでに五月二〇日に奈良警察署管内に「検疫支部」が設けられており、六月二日に郡山、同七日に三輪と御所のそれぞれ警察署管内にも「検疫支部」が増設されていくのだが、感染の広がりを止めることはできなかった。

『大阪府紀事』から大和国内の患者数、死者数を郡別にまとめると表のようになる。

大和国全体で感染者数は二九五六八人、感染率〇・六％、死者数は二二三八人、死亡率七五・七％、いずれも大阪府全体に比べると低いが、これは農村部が多い地域的特性に

表 大和国内郡別患者・死亡者数

	患者数	対人口比率	死亡者数	死亡率
添上郡	424	0.7%	339	80.0%
添下郡	178	0.5%	136	76.4%
山辺郡	107	0.3%	86	80.4%
広瀬郡	83	0.5%	63	76.0%
平群郡	176	0.6%	130	73.9%
式上郡	186	0.8%	151	81.2%
式下郡	206	1.2%	153	74.3%
宇陀郡	23	0.07%	12	52.2%
十市郡	773	2.5%	548	70.9%
高市郡	235	0.6%	184	78.3%
葛上郡	174	0.8%	123	70.7%
葛下郡	357	0.9%	286	80.1%
忍海郡	12	0.4%	10	83.3%
宇智郡	4	0.02%	4	100%
吉野郡	18	0.02%	13	72.2%
合計	2956	0.6%	2238	75.7%

よるものだろう。郡別にみると、「交通遮断」の措置を受けた北八木村が含まれる十市郡の感染率が二・五％となり、とくに高いことがわかる。

『大阪府紀事』には町村別の数字も示されており、死者数を基準に大和国内の上位三位までを並べてみると次のようになる。

十市郡田原本村 六月三日～十一月一日

患者数九八、死者数七二

十市郡北八木村 七月一日～八月二三日

患者数九九、死者数七〇

十市郡桜井村 六月二五日～一〇月五日

患者数六七、死者数四九

葛上郡御所町 六月二〇日～一〇月一日

患者数五八、死者数四九

死者数の上位村が十市郡に集まっていることがわかる。月日は患者が発生した期間をあらわしているのだが、北八木村より多くの死者を出した田原本村に「交通遮断」が実施されず、北八木村が対象となったのは短期間に多くの患者・死者が出たためであると思われる。小論冒頭の「吊祭疫死者之碑」は、この七〇名の人びとの菩提を弔うために建てられたものであった。

以上の状況を踏まえて、北八木村を中心とした地域の状況について述べるとともに、短期間に患者が多発した地域に適用された「交通遮断」の内容について確かめてみたい。

#### 四、北八木村の「交通遮断」Ⅱ ロックダウン

「交通遮断」とはどのようなものであったのか。前掲山本『日本コレラ史』によると、明治期以降のコレラに関する令達類の最初は一八七七年（明治一〇）八月二七日付内務省乙達第七九号「虎列刺病予防法心得」であった。その第一六条には「虎列刺」病者アル家宅船舶ノ門戸入口ニ著シク「虎列刺」伝染病アリノ数字ヲ記シテ之ヲ貼付シ成丈ケ無用ノ人ノ交通ヲ断ツヘシ」とあり、これが人の出入りに関する規制の初めとなった。

次いで一八七九年六月二八日付太政官布告第二三号「虎列刺病予防規則」が公布された。『日本コレラ史』によると「わが国最初のコレラに対する予防規則であり、また最初の伝染病予防法」（二六〇頁）であったが、ここでも第一三条に「虎列刺病者アル家ハ其病名ヲ大書シテ門戸ニ貼付シ不得止事故アルノ外他人ノ出入ヲ謝絶スヘシ」として人の出入りに規制をかけた。以上のように、コレラ患者を出した個別の家を対象とし、病名を「大書」した書類を貼付して危険を明示した上で家人の外出や患者への来訪を禁じるという内容であった。

一八七九年のコレラの大流行を踏まえ、政府は翌八〇年（明治一三）七月九日付太政官布告第三四号「伝染病予防規則」を公布した。<sup>13</sup>この規則では、コレラ、腸チフス、赤痢、ジフテリア、発疹チフス、痘瘡の六種が伝染病として定義され、総合的な対処法が定められることになった。この規則においても第八条でコレラ患者を出した家には病名を貼付して人の出入りを禁止することが定められて従前の方針が踏襲されるとともに、第一条ではコレラ流行激化の際には、地方長官は「祭礼劇場等人民ノ群集ヲ差止めルコト」ができるとされた。

右の「伝染病予防規則」は一八八一年の太政官布告第五八号で次のように改められた。<sup>14</sup>

明治十三年七月第三十四号布告伝染病予防規則第十五条へ左ノ一項追加候条、此旨布告候事

虎列刺已ニ市街村落ノ全部若クハ一部分ニ於テ蔓延ノ兆候ヲ顕ハシ、其他ノ部分ニ及ホサ、ル様遮断シ得ヘキモノト見認ルトキハ、地方官ヨリ内務卿ニ稟議シ交<sub>通</sub>ヲ断<sub>タ</sub>シムルノ処分ヲ為スコトヲ得

第一五条に定められた「人民ノ群集ヲ差止めル」事例として、「市街村落ノ全部若クハ一部分」という一定の面的

広がりをもった地域が加えられ、これを対象として「交通ヲ断<sub>タ</sub>シムル」処分を行うことが可能になったのである。

さらに翌一八八二年（明治一五）の太政官布告第四七号で次のように改められた。<sup>15</sup>

明治十三年七月第三十四号布告伝染病予防規則第八条  
中病名票貼付ノ儀ハ当分ノ施行セス

第八条に定められていた患者を出した家に「病名票」を貼付するという、一八七九年以来続けられてきた、社会的差別や排除を増幅させるとしか思えない措置は「当分ノ施行セス」ということになった。前年布告の第五八号と合わせてみれば、規制の重点が個別の家から地域へ、点から面へと変化していったといえるだろう。ここに一定の領域をもった地域を、法的強制力によって封鎖する「交通遮断」<sub>ロ</sub>ックダウンという方式が確立することになった。

『大阪府紀事』によると、以上のように法改正が進められるなかで一八八六年を迎えた大阪府は、「交通遮断」措置を西成郡の三カ村と若江郡の一カ村、大和国域では平群郡の一カ村と十市郡の北八木村及び他一カ村、計七カ村に對して実施した。同年八月一三日付『大阪朝日新聞』は「交通遮断」と題した記事のなかで大阪区部で実施された場合

の予想される措置内容について次のように記している。

●交通遮断（中略）一人の虎列拉新患者を發したらんには検査委員直ちに該処に到り、其模様及び戸数の多少を見はからひて直ちに之を實行し、其裏の出入口に巡查を立てて一切人民の出入を禁じ、其裏に井あらば其水の使用をも禁じて区役所より各戸に配附する水を使用せしめ、毎日の食料も皆区役所より夫々付与せらる、ゆゑ、其裏に居る人民は裏の内と吾家の内外の掃除をするより外に為すべき事とはなく、一度此交通遮断を實行せられし処ハいづれも清潔になりたりといふ、又此交通遮断の日数は五日間の定なれども、其五日間に復新患者の發したらんには更に五日間交通を遮断せらる、筈なりといへり

右記事によると、「交通遮断」を断行する場合は、「検査委員」や警察官を派遣して人びとの出入りと井戸水の使用を禁じるとともに、食糧や水は行政から供給するという手続きを取ることになっていたようである。また、『大阪府紀事』中の「施行ノ要領」には担当する警察官の服装について次のように記されている。

警部及巡查ハ正服佩劍ヲ撤シ、斉シク予防服（通常洋

服）ヲ着用セシム、其因由ハ乃チ患家於テ警官ノ威厳

ヲ嫌疑スルノ陋習アルカ故ニ可及的姿声ヲ穩和ニシテ  
事状ヲ隱匿ナカラシムルヲ要スレハナリ

警察官に対する「嫌疑」の感情に考慮して「姿声ヲ穩和」にするとともに「事状ヲ隱匿」するため、制服ではなく「予防服」によつて業務につかせたというのである。『大阪朝日新聞』記事による食糧・水の配付と合わせて考えると、地域住民の合意獲得に相当の配慮を行いながら「交通遮断」を実施したと思われる。

右のような措置は大和国においても同様に適用されたと考えられるが、六月七日から同月二二日まで十市郡の一村で、八月四日から同月二一日まで北八木村で、八月二〇日から九月一〇日まで平群郡の一カ村で「交通遮断」が実施された。

八月の北八木村ではいかなる状況のもとでコレラ感染の急拡大が生じたのだろうか。『大阪府紀事』によると、隣接する高市郡八木村の患者発生数をわずか六名としており、九九名が罹患した北八木村とは大差が生じている。北八木村だけの特別な事情があったと思われるが、今のところ明瞭に示す史料は見当たらない。『大阪府紀事』掲載の

八月九日付大阪府告諭第一号は次のように述べている。

告諭第一号

吾邦ニハ旧曆七月ニ生靈祭ト唱ヘ団子、牡丹餅、冷素  
麵、西瓜、其外種々ノ飲食物ヲ仏前ニ供ヘ、或ハ他家  
ト遣リ取りヲ為シ飲食スルハ一般ノ仕来ナレトモ、今  
年ノ如キ悪病流行ノ時ハ、少シノ飲ミ過キ食ヒ過シモ  
忽チ悪病ノ元トナルハ毎年ノ例ニ拠リテ疑ヒナキコト  
ナリ（中略）本年ノ如キモ大和国十市郡北八木村ニ一  
時沢山ノ病人アリシハ全ク同村ノ天頭祭二種々ノ飲食  
ヲ過セシカ基トナリ、其外此処彼処ニ汎発スルモ或ハ  
病人ノ宅ヘ往キ、或ハ病人ノ家ヨリ人ノ来リテ自然病  
ノ毒ヲ貰ヒ受ケタルモノ最モ多シ（下略）

夏のお盆などの行事によって人びとが集まり共食するこ  
とが感染拡大の原因になるとして、その自粛を求めた告諭  
であるが、このなかで北八木村を例にあげ同村の「天頭祭」  
が「一時沢山ノ病人」が出る契機になったとしている。こ  
れまでのところ北八木村に「天頭祭」と称する夏の祭礼を  
史料にみることはできず、府が何を根拠に右のような判断  
を下したかは不明である。この地域では古くから夏季に愛  
宕講の行事が盛んに行われており、これを指すかとも思わ

れるが、現段階では明らかにできず、今後の課題とせざる  
を得ない。

「交通遮断」措置は対象となった町村だけでなく、周辺  
地域の人びとの行動にも影響を与えた。「奈良大・河合家  
文書」には次のような史料（番号二七五）をみることで  
きる。

第一〇四式号

先般来北八木村悪疫流行ノ際、其防禦ノ為メ交通遮断  
ノ請書各人民ヨリ取受候処、目今已に該病消滅ノ域ニ  
立至リ候ニ付、本日限り従前之通ト可相心得様無洩御  
通知相成度候也

高市郡八木村外二ヶ村

明治十九年八月三十日

戸長役場 印

八木村人民総代河合庄治郎殿

北八木村の「交通遮断」措置の解除を知らせる文書であ  
る。前述のように『大阪府紀事』は措置の期限を八月二一  
日としているので、「八月三十日」付の発出では九日も遅く、  
この日付は誤記である可能性が否定できないが、ここで注  
目したいのは「交通遮断ノ請書各人民ヨリ取受」の部分で  
ある。前述のように高市郡八木村外二ヶ村戸長役場は八木

村と小房・繩手両村によって構成されている。「請書」の提出者は当然この三カ村の人びととみるべきだろう。おそらく北八木村には出向かないことを承知した一札を戸長役場に差し出したものと思われるが、一村の「交通遮断」はこのように周辺地域も巻きこんで実施されたと考えられる。

「交通遮断」の実施は人びとに恐れや不安、当該地域への忌避の感情を生み出したことであろう。『高瀬年代記』には「十市郡北八木土橋屋庄九郎宅より北去月廿日過四五日之間二五六十人死亡、尚避病院二三十人計入居、行通解散後モ知人ハ恐れテ通行セズト云々」(下巻・六四三頁)とある。「行通解散後」とは「交通遮断」が解かれて後ということであろうが、村内を「恐れテ通行セズ」という状況であったというのである。

コレラに罹患して亡くなった人びとの遺体の処理も問題となった。同じく『高瀬年代記』には、一八七九年の流行の際に「俵本郷墓ニ候得ともコレラ病之者村中ニ不入とて竹槍ヲ以騒きたり」(上巻・三九五頁)という騒動が発生したとある。十市郡「俵本」(田原本)村にある地域の共同墓地「郷墓」に、コレラで亡くなった人の遺体を入れ

まいとする動きがあったということであろう。また八六年にあつては十市郡南浦村の墓地に「近在各持込、火葬近傍農業者煙リヲ見テ逃廻リ居る」(下巻・六三三頁)状態であったと記されている。コレラの死者は、その火葬の煙に対してですら忌避の意識が向けられたのであつた。

北八木村をめぐってもよく似た状況が生じていたと思われる。このことは「奈良大・河合家文書」に収められている、八木村外二カ村戸長役場から八木村総代河合庄治郎宛に發出された七月三日付の文書(番号二七一)から推測できる。これは火葬場の設置をめぐる紛議を伝えるものであつた。小論冒頭で触れた八木醍醐共同墓地は飛鳥川沿いに所在するが、その対岸には高市郡今井町の墓地が所在している。コレラ感染が猖獗を極めた一八八六年には大和国の各地で多数の火葬場の建設が進められたことが、奈良県立図書館所蔵の奈良県庁文書からうかがえるが、八木醍醐共同墓地と今井町墓地の間でも共同の火葬場を設置する話が進められたようである。ところが、これに今井町が難色を示したことが戸長役場から伝えられたのである。急いで走り書きしたと思われ判読が容易ではなく、不明箇所は□としているが、関連部分を示すと次のようなもので

あった。

第九〇八号

一昨日管理者鈴木諦順氏より火葬場設置云々被申出、就テハ北八木如キハ甚以病発人多分有之処、何時当管内へ伝染有哉モ難計候二付、至急組合村総代協議ヲ遂ケ片時モ急キ執行ニ差間無之様御取計被成度、尤過日今井方江□願ノ末火葬執行ノ儀該町ニ於テ種々口情ノ旨該役場ヨリ報知アリ□□右場所ニ於テ執行ノ□ヲ為スコト不能（中略）

明治拾九年七月三十一日

在八木

戸長役場

総代

河合庄治郎殿

今井町では「北八木如キ」患者が多数発生する村の火葬は受けられないと、「種々口情」があったということだろう。「口情」とは苦情かと思われるが、前述の『高瀬年代記』の記述を参照するなら、こうした拒絶が発生することも、けつして奇異なことではなかったといえるのではないだろうか。

以上のように詳細は不明ながら盛夏の北八木村でコレラ

感染は爆発し、前述のように九九人の患者と七〇人の死者を出すことになった。『大阪府紀事』は当年の北八木村の戸口を一八一戸、八五七人としているので、これによるなら、人口の約一・六％が罹患し、八・二％が一カ月余の短時日のうちに命を落としたことになる。地域にとつては実に衝撃的なことであつたにちがいない。

おわりに

小論では北八木村における一八八六年のコレラ感染と、同村が受けた「交通遮断」について述べた。筆者の力量不足もあつて当事者である北八木村内の状況を詳らかにする史料を見出すことができず、隔靴搔痒のご批判は甘受しなければならぬと考えているが、取り敢えずの覚書として提出し、詳細は今後の課題として探求を続けていきたい。

一八八六年の「交通遮断」は食糧・水の配付や地域の人びとの合意の獲得などの配慮がなされているとはいへ、警察の力を用いた強権的な地域封鎖「ロックダウン」であつたことは否めない。内務省の衛生行政をめぐる近年のすぐれた研究成果である小島和貴『長与専斎と内務省の衛生行政』

(慶應義塾大学出版会、二〇二一年)は、こうした強権的な手法を、長与専斎が「一切巡查の持切り」となる「警察一手持」の衛生行政としてきびしく批判したことを明らかにしている(同書一六六頁)。こうした批判も受けて、衛生行政は警察主導による対応から住民の自治の力を活用する方向へと舵を切っていく。冒頭の八木醍醐共同墓地の「吊祭疫死者之碑」は、この転換期の地域の惨状を示すものといえるだろう。掲載した写真は所在の確認のために二〇二一年九月六日に訪れた際に筆者が撮影したものである。供えられていた花はまだ新しく、今もなお、あるいは新型コロナウイルスに心のふさぐ今だからこそと言うべきか、記憶が継承され合掌する人が絶えないようである。

なお、もう一つ付言しておく、大和国内で「交通遮断」を受けた三カ村のうち、北八木村以外の二カ村、つまり十市郡と平群郡の各一カ村はいずれも被差別部落であった。前掲の安保『ミナト神戸 コレラ・ペスト・スラム』や小林『近代日本と公衆衛生』は、都市の分析をもとに、コロナ感染の拡大と、これにともなう衛生観念の変容が社会的差別増幅の契機となったことを明らかにしている。同じことが大和国のような農村部においても確かめることができ

るだろうか―これについては確言できるだけの史料を見出しておらず、なお多くの調査活動と慎重な議論が必要であり、こうした点においても大和国における「一八八六年のロックダウン」は現代に向けて重要な問いを提起しているといえるだろう。

## 注

- (1) 加藤陽子「コロナ禍の世界からみる国家と国民の関係の変容」(歴史学研究会編『コロナの時代の歴史学』續文堂出版、二〇二〇年所収)
- (2) 著者急逝後、『近代日本の社会的差別形成史の研究』増補「ミナト神戸 コレラ・ペスト・スラム」(明石書店、二〇〇七年)
- (3) 国立公文書館デジタルアーカイブによる。
- (4) 改訂『橿原市史編纂委員会編『橿原市史』本編上巻(一九八七年)二二四頁
- (5) 橿原市立図書館所蔵旧八木町役場文書。注4前掲『橿原市史』史料第三巻(一九八六年)一七二頁に翻刻。
- (6) 右同史料。右同書一六八頁に翻刻。
- (7) 橿原市史編集委員会『橿原市史史料編』(一九六三年)七四五頁所載「三郷立合墓所の儀につき」為取替申定証文之事」
- (8) 注5前掲『橿原市史』史料第三巻一六七頁所載「南八木村・

北八木村合村契約証」

- (9) 木下光生『貧困と自己責任の近世日本史』（人文書院、二〇一七年）の第五章。初出は「せめぎ合う社会救済と自己責任―近世村社会の没落と貧困への向き合い方」（奈良歴史研究会『奈良歴史研究』七六、二〇一一年）
- (10) 矢野恒太記念会編『数字でみる日本の一〇〇年 日本国勢協会長期統計版 改訂第七版』（国勢社、二〇二〇年）掲載の数字によった。
- (11) 『日本コレラ史』所載「付資料」八六六頁。
- (12) 右同書所載「付資料」八七一頁。
- (13) 『法令全書 明治十三年』によった。
- (14) 『日本コレラ史』所載「付資料」八七三頁。
- (15) 右同書所載「付資料」八七三頁。
- (16) 岡絵里子「祭りの舞台となる町並み・住まいに関する研究―橿原市八木地区の愛宕祭を事例に―」（『日本建築学会計画系論文集』七九巻七〇三号、二〇一四年）

〔付記〕

史料整理にあたられた本学文学部史学科木下光生先生ならびに研究室の皆さまに謝意と敬意を表す。二〇二一年度の史料講読は、連日新型コロナウイルス感染拡大の報道がなされるなか、ひたすら明治期のコレラ感染に関する史料を読んだが、共に学んだ受講者の皆さんにも感謝申し上げます。